

2、理由

厚生労働省令第63号が定められ、今迄あいまいだった学童クラブの基準が示され、更に対象が3年生から6年生にまで引き上げられました。これは日中保護者不在の家庭の子どもたちが心身共に健やかに育成されることを保障するものです。これを受けて新宿区学童クラブ条例においても一部改正され、新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が策定されましたが、残念ながら主に以下の理由により厚生労働省令第63号からは見劣りする内容と言わざる負えません。要旨の通り、学童クラブの質の維持、向上を図って下さい。

- ① 区の条例では一つの支援単位(一つの学童クラブの単位)は40名以下とありますが、その附則では当分の間60名となっており、これは自治体向けFAQに反します。期日を決めないこの附則ではいつまでも60名で良いと解釈できますので区民の納得のいく適正な期日を決めて対応して下さい。更に今年見直された定員は多いところで基準の2倍の80名。残念ながらこのままでは40名という支援単位すらも守られていない状況です。
- ② 定員オーバーのため約半数の学童クラブで専用区画の基準の1.65㎡/人に満たない状況です。実需に合ったスペースがなければ質は保てません。
- ③ 定員の見直しや時間延長ひろばによって家庭で支援を必要とする子ども達の保育環境の質が平成27年4月以降より低下する可能性があります。厚生労働省令第63号にも「最低基準を超えて、設備を有し、また運営している放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。」(第四条の2)とあります。3年生までの希望者は学童クラブ待機児童を発生させないようにしつつ保育の質を維持して下さい。
- ④ 6年生までが利用対象になったにも関わらず、対応できるのは定員に余裕のある学童クラブのみで、約半数の学童クラブで6年生まで受け入れられません。学童クラブへの入所希望者が入所できるように既存設備の有効活用、そして学童クラブ増設も含め需要に見合った対応を図って下さい。

以上